

公印省略

3 畜 第 1 5 2 9 号
令和 3 年 1 0 月 5 日

各家畜保健衛生所長 殿

農林水産部畜産課長
(衛 生 係)

獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせするとともに、管内の獣医師に対して指導等の徹底をお願いします。

なお、(公社)福岡県獣医師会会長及び(公社)北九州市獣医師会会長へは通知していることを申し添えます。



3 消安第1815号 - 2
令和3年9月22日

福岡県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和3年9月8日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴職におかれましては、獣医師が社会的信用を失うことのないよう、獣医師法をはじめとする関係法令の遵守と獣医師倫理の高揚を図るべく、貴管下の獣医師に対して、指導等を徹底していただきたくお願いいたします。

また、獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を把握した場合は、その旨を当課担当者へ報告していただきますよう、併せてお願いします。

なお、別添のとおり公益社団法人日本獣医師会宛て通知しましたので、併せてお知らせします。





別添

3 消安第1815号 - 2
令和3年9月22日

公益社団法人日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和3年9月8日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。
2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。

獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、以下の獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

(1) 林裕大（大阪府在住35歳）

行政処分の内容：令和3年9月22日から4月の業務停止処分

事件の概要：酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で車を運転した。

司法処分の内容：罰金50万円（道路交通法違反）

(2) 窪田力（鹿児島県在住56歳）

行政処分の内容：令和3年9月22日から1年6月の業務停止処分

事件の概要：研究等に使用する動物用医薬品などの物品購入で便宜を図った見返りに、納入業者から現金、PC等の財産的利益の供与を受けていた。

司法処分の内容：懲役2年執行猶予4年（刑法第197条第1項）

【お問合せ先】

消費・安全局畜水産安全管理課

担当者：獣医事班 五十嵐、瀧川

代表：03-3502-8111（内線4530）

ダイヤルイン：03-3501-4094